

令和8年度 中小企業総合支援事業助成金(第2回市場開拓助成)
Q&A

1 対象事業者

Q1:個人事業主は応募できますか？

A1:応募できます。なお、申請する展示会や展示品が資格要件を満たすこと、および直近2期分の決算書提出が必要です。詳細は募集要項をご確認ください。

Q2:法人格を持たない複数の企業のグループですが、応募できますか？

A2:連携体として応募できます。なお、代表1社(者)が事業経費の執行管理を全て管理する必要があります。

Q3:「常時使用する従業員」の中にアルバイトは含まれますか？

A3:1週間の勤務時間が正規社員と同等の者は、アルバイトでも従業員として数えます。因みに役員は従業員としては数えません。※従業員数によって、中小企業者・小規模事業者の区別をしており、どちらに該当するかで助成率が異なります。

2 対象展示会

Q4:対象となる展示会はどのようなものですか？

A4:第2回目(10月募集分)は、令和9年3月から令和9年8月までに開催される国内外の展示会であり、資格要件をすべて満たすものに限ります。他の要件については募集要項をご確認ください。

Q5:交付決定日までに申し込んだ展示会は対象になりますか？

A5:対象になります。展示会によっては、先着順のものもありますのでお早めに申込んでください。ただし、出展料等のお支払いは交付決定日以降でないと経費として対象になりませんので、ご注意ください。

Q6:一部直売エリアがある展示会は対象になりますか？

A6:基本的に直売会は対象外ですが、直売エリアと展示会エリアが完全に分離されており、展示会場では小売りしないのであれば対象になります。判断が難しい場合は事務局までお問い合わせください。

Q7:開催形態がリアル&オンラインのハイブリッド開催なのですが、経費の申請は、リアル・オンラインどちらかの経費しか申請できないといった決まりはありますか？

A7:費用が発生するのであれば、リアル・オンライン両方にかかる経費の申請が可能です。ただし、募集要項に記載のある経費項目に限られます。また、リアル・オンライン両方の経費を申請したとしても、助成金額は変わらず国内展示会なら 100 万円、海外展示会なら200万円までが上限(下限額は 20 万円)となります。

Q8:同一期間内に本助成金と国や県の他の助成金を重複して利用することはできますか？

A8:同一内容・同一費目に対する本制度以外の補助事業との重複利用は認められません。

Q9:出展予定の展示会の出展案内等がまだ手元にない場合はどうしたらよいですか？

A9:インターネット上に情報が掲載されていれば、展示会概要が確認できる WEB ページのコピーを提出してください。また、同じ内容の展示会が前年度以前に開催されている場合は、前年度以前の該当展示会の出展案内やパンフレット、WEB ページのコピー等を提出してください。

3 対象展示品

Q10:展示品は自社製品でなくてもいいのですか？

A10:募集要項記載の対象要件を満たしている新製品・新技術・特産品等(自社が開発した製品・技術等)が対象となります。要件の詳細については募集要項をご確認ください。

Q11:一つの展示会に複数の製品を出展する予定です。申請書に記載する製品は複数でもよい、それとも1つのみでしょうか？また、申請書に記載している製品しか展示できないのでしょうか？

A11:募集要項記載の資格要件を満たしている製品であれば、展示する製品の個数及び、申請書に記載する製品の個数は制限しません。

また、申請書に記載していない自社製品と一緒に展示することは可能です。ただし、必ず申請書に記載された製品をメインで展示していただく必要があります。

Q12:経営革新計画とは何ですか？

A12:経営革新計画とは、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画のことです。各事業者は、経営革新計画書を作成して千葉県知事の承認を受ける必要があり、計画が承認されると、市場開拓助成他、税制措置や低利融資等様々な支援が受けられます。

Q13:地域経済牽引事業計画とは何ですか？

A13:地域経済牽引事業計画とは、地域未来投資促進法および国の基本方針に基づいて市町村及び都道府県が策定した基本計画に沿って、中小企業が策定する地域経済牽引事業に関する事業計画のことです。各事業者は、地域経済牽引事業計画を策定し、千葉県知事の承認を受ける必要があります。計画が承認されると、市場開拓助成他、税制措置や低利融資等様々な支援が受けられます。

Q14:金融機関から融資を受けて製品を開発しましたが、その場合、募集要項3ページ目記載の、対象要件 No.6「国等の公的資金や千葉県内に本店を構える金融機関等の補助制度を受けて開発した新製品・新技術・特産品等」に該当しますか？

A14:融資は補助制度とは異なる制度なので、対象とはなりません。

4 経費

Q15:出展料を全額支払っていますが、展示会にかかる他の助成対象経費については対象になりますか？

A15:対象になりません。出展料を全額支払っている場合、経費全てが対象外になります。

Q16:交付決定日までに徴収した見積は対象になりますか？

A16:対象になります。ただし見積書の有効期限切れにご注意ください。経理関係書類に不備があると助成対象外となります。助成対象となる経費については募集要項をご参考ください。

Q17:補助対象期間中の費用であれば、補助対象期間前または期間後に支払った経費でも補助対象になりますか？

A17:対象外です。必ず補助対象期間(交付決定日～事業完了〆切日まで)に支払いを完了してください。

Q18:普段の営業用も含めてチラシを作成しましたが、対象になりますか？

A18:展示会場で配布する分以外は対象外です。これ以外にも他の用途と区分が難しい経費は、助成対象とは認められません。

Q19:展示台を購入したいのですが、対象になりますか？

A19:備品の購入は対象外です。資材費としてレンタルでご対応ください。

Q20: 交付決定した金額以上に経費が発生したのですが、交付決定額を超える助成金はもらえますか？

A20: 交付決定した金額が助成金の上限となります。仮に交付決定額が50万円だった場合、実際に支出した助成対象経費の1/2が100万円となったとしても、助成額は50万円までとなります。

Q21: 交付決定した金額(総額)を変えずに経費配分のみ変更したいのですが、可能ですか？運搬費分の金額を全額資材費へ移行したいです。

A21: 可能です。なお、金額の変更には手続きが必要な場合がございます。変更する経費の発注前に事務局にご連絡ください。

Q22: 助成金はいつもらえますか？

A22: 事業終了→実績報告→確定検査→確定通知→請求→精算となります。その間の資金は助成対象者自身で確保してください。

5 審査会

Q23: 全体の予算額はいくらですか？また毎年何件ぐらい申請があり、倍率はどのくらいですか？

A23: 予算額や申請件数、競争倍率については公表できません。

Q24: 審査委員会の外部委員とは誰のことですか？

A24: 公平性を保ち、外部委員の安全を守るため、公表できません。

Q25: どうして不採択になったのか、理由が知りたいのですが。

A25: 不採択となった理由については回答できません。審査内容については一切公表できませんので、予めご了承下さい。

Q26: 二次募集は行いますか？

A26: 4月1日から令和9年度の募集を開始します。対象となる展示会の会期が令和8年度と異なりますので、希望する展示会によって令和8年度と令和9年度を使い分けください。令和9年度の募集を開始しましたら当センターホームページに掲載いたしますので、該当ページをご確認ください。

【センターホームページ URL】

[販路拡大向け助成金 | 公益財団法人千葉県産業振興センター \(ccjc-net.or.jp\)](http://ccjc-net.or.jp)